協働事業の提案支援モデル事業について【企画案】

1 目的

横浜市市民協働条例(以下「条例」という。)第 10 条に定める「市民協働事業の提案」の促進を図るため、市民提案に必要な環境、支援等について検証を行い、よりよい制度運営につなげるためのモデル事業を実施します。(29 年度予算案: 180 万円計上)

【参考】条例第10条(抜粋)

(市民協働事業の提案)

第10条 市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。

2 経緯

市民等からの市民協働事業の提案については、条例制定後、2件の実績に留まり充分に活用されていない状況です。条例の3年ごとの施行状況の検討の取組の中では「どう提案したらよいか分かりにくい」「提案を受ける側の行政の体制が充分でない(窓口、縦割り、予算等)」「提案にいたるまでのプロセスの伴走支援が必要」などの課題が明らかになっています。

3 モデル事業の概要

- 事業期間を3年度として、ステップ1:協働事業の提案アイディアの募集、ステップ2: 提案アイディアの事業化に向けた支援、ステップ3:協働事業の採択・事業実施 という3 段階のステップを実施するものです。
- モデル事業を通じて、最終的には、提案につなげるために必要な環境や支援を検証します。

ステップ2 ステップ1 ステップ3 事業化に向けた支援 提案アイディアの募集 協働事業の採択・実施 ○提案機会の設置 実際に事業所管課へ ○提案アイディアに関する 協働事業の提案を行い ○地域課題の解決を図るた 事業所管課との対話、取組 審查 めの横浜市との協働事業の 課題の掘り下げ及び地域資 ○協働事業の実施 提案アイディアを募集 源の調査等企画内容の事業 3 者協働契約 (6団体程度選考。選考は (団体×事業所管課 化に向けた取組、専門家の 「横浜市市民活動支援セン ×市民局) 伴走支援に対し助成 ※市民局負担分 ター事業部会」を予定。) (助成金 30 万円×6 団体) 事業費の助成 (上限 90 万円×2 団体) ※その他の経費は 事業所管課 または 他の手段により調達

モデル事業の実施による、市民提案に必要な環境や支援の検証

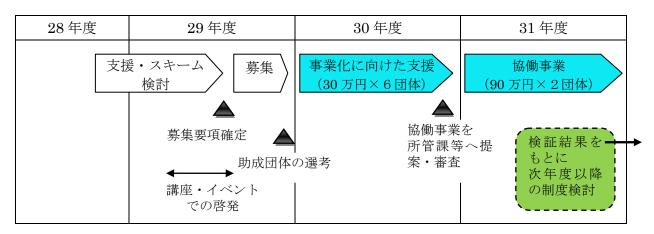
4 委員会委員への事前説明における意見・条例に関する検討ワーキングでの意見

- ① 提案につなげるためにはまずそのノウハウやスキルを学ぶ講座等を開催し、市民の動機づけ の機会をつくることが必要。
- ② 事業化に向けた支援の期間や助成額はプロジェクトごとにフレキシブルに組み立てられるといい。
- ③ 協働事業の採択・実施までの期間 (H31 年度) が長いため、モチベーションが維持できるか。
- ④ 採択された団体同士(6団体)が進捗等を共有しお互いに学び合える機会があるといい。
- ⑤ 募集するテーマや課題は横浜市が明確に方向性を示すべき。

(例:将来的に横浜市で予算取りが目指せる事業、波及効果のある事業、既存制度にない事業等)

⑥ この事業を通じて市職員の伴走支援のスキルの向上や、市役所全体の協働マインドの醸成につながるといい。

5 これらの意見を受けた今後の進め方(案)



○ 29年度は、

- ・ 支援内容や助成金スキームの検討
- 募集要項の検討・確定
- ・ 提案アイディアの応募を促す講座・イベントを実施(企画力を学ぶ講座等)
- ・ 事業化に向けた支援助成を行う団体の審査 横浜市市民活動支援センター事業部会にて選考

○ 30年度は、

- ・ 事業化に向けた支援の採択団体に対し、事業化に向けた支援(助成)を実施(30万円×6団体)
- ・ 協働事業への助成を行う団体の審査

○ 31年度は、

協働事業採択団体に対し、協働事業への助成を実施(90万円×2団体)